

長労発安 1104 第 1 号
平成 28 年 11 月 4 日

各関係団体の長 殿

厚生労働省
長崎労働局職業安定部 部長



雇用保険法の改正に係る周知について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当局の労働行政につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、第 190 回通常国会において、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 3 月 29 日に成立（公布日は平成 28 年 3 月 31 日）し、平成 29 年 1 月 1 日より、①平成 65 歳以上の労働者を雇用保険の適用対象とする、②65 歳以上の労働者を教育訓練給付金や介護休業給付金等の支給対象とすること等として施行されることとなりました。

改正雇用保険法の主な内容は、同封のリーフレット及び別紙のとおりとなっておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、労働者の皆様に広く周知を図るために、貴機関において発行している広報誌等がございましたら、記事掲載につきましても併せてお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

長崎労働局職業安定部職業安定課
雇用保険係 担当：坂口・田中
TEL：095-801-0040